

【留意事項】
 ○ 消すことのできるボールペンは、使用できません。
 ○ 一般的な記入例ですので、不明な点は書類を提出する警察署にお問合せください。

【※】 印の欄は、空欄でも届出を受理しますが、記載に御協力ください。

【保管場所届出書】の記載例

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書 新規 ・変更)			自動車の区分	登録 軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
メーカー名	1 AB-CD 2	CD2-3456789	長さ 3 4 0 センチメートル 幅 1 4 8 センチメートル 高さ 2 0 0 センチメートル	
自動車の使用の本拠の位置	札幌市中央区北2条西7丁目○番△号 □□荘 101号室			
自動車の保管場所の位置	札幌市中央区北2条西7丁目○番 (変更前)			
上記の事項について届出	<p>○ 個人の場合 住民票、印鑑登録証明書の住所を記入してください。</p> <p>○ 法人の場合 登記簿等の所在地、法人名、代表者名を記入してください。</p>			
宛先 (提出先) は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。	中央 警察署	住所	<p>令和8年4月1日</p> <p>〒 (000-0000)</p> <p>札幌市中央区北2条西7丁目○番△号 □□荘 101号室</p> <p>電話 011-251-0110</p>	
氏名	北海 太郎			
使用権原	自己 他人 ・共有	連絡先	氏名 届出 一郎 電話 011-251-○○○○	<input checked="" type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 代替
			登録番号等	前車 現車

「自動車の大きさ」欄は、点線内に右詰めで記載してください。

○ 個人の場合
実際に居住する場所の所在地を記入してください。通常は、住民票の住所と同じです。
 ○ 法人等の場合
実際に営業を行う事業所の所在地を記入してください。
 ※ 申請者住所欄と異なる場合は、使用の本拠の位置の実態を疎明する書面（公共料金の領収書等）を確認することがあります。

申請車両の駐車場所の住所を「○○番」まで記入してください。
 ※ 使用の本拠の位置と同じであっても「同上」と記入しないでください。
 ※ マンション等を記入しないでください。

特に型式及び車台番号の記載では、
 ○ 0 (ゼロ) とO (オー)
 ○ 1 (イチ) とL (エル)
 ○ 2 (ニ) とZ (ゼット)
 等のアルファベットと数字の記載誤りや、脱字に注意してください。

宛先 (提出先) は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。

【※】 保管場所の所有者が、
 ○ 申請者本人である場合 → 「自己」
 ○ 申請者以外である場合 → 「他人」
 ○ 申請者を含む複数人の共有である場合 → 「共有」
 に○印を付けてください。

【※】 代理申請の場合等、申請内容に関する確認を申請者以外の方に行った方がよい場合には、その方の氏名及び電話番号の記載してください。

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条（第13条第4項及び附則第7項において含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「登録」の文字を○で囲むこと。
 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の保管場所の位置を記入すること。
 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を要する。
 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、(1)に係る使用の本拠の位置と異なる場合。
 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、(1)に係る使用の本拠の位置と異なる場合。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格JIS B5規格に準ずる。

【※】 届出する自動車を、保管場所に
 ○ 新規又は追加で保管する場合 → 「新規」
 ○ 保管中である申請者の自動車との入替えにより保管する場合 → 「代替」
 に○印を付けてください。

【※】 「代替」を選択した場合には、
 ○ 「前車」欄に、代替される自動車の登録番号又は車両番号
 ○ 「現車」欄に、届出に係る自動車の登録番号又は車両番号を記載してください（「新規」を選択した場合には、空欄で提出してください。）。